

石川県公報

令和元年7月19日

第13223号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○県道の供用の開始	(道路整備課) 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 4
○水防警報をする河川の指定の一部改正	(河川課) 1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(同) 8
○洪水浸水想定区域の指定の変更	(同) 1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(同) 9
○入札公告	(人事課) 2	○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告	(都市計画課) 9

告 示

石川県告示第96号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和元年7月19日から同年8月2日まで縦覧に供する。

令和元年7月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
田尻祖母浦半浦線	七尾市能登島向田町免屋33番1地先から七尾市能登島向田町海津74番3地先まで	令和元年7月19日	中能登土木総合事務所維持管理課

石川県告示第97号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、水防警報をする河川の指定（平成18年石川県告示第454号）の一部を次のように改正した。

令和元年7月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の金腐川の項中「長江大橋」を「大滝橋700m上流」に、「9,700m」を「10,500m」に改め、表の森下川の項中「薬師町薬師橋」を「車町車橋」に、「7,800m」を「11,750m」に改める。

石川県告示第98号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第4項の規定により、洪水浸水想定区域の指定を次のとおり変更した。

令和元年7月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 県央土木総合事務所管内（県央土木総合事務所津幡土木事務所管内を除く。）

洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川の名	変更後の指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間
大野川水系大野川	次の図のとおり
大野川水系河北潟	次の図のとおり

大野川水系金腐川	次の図のとおり
大野川水系森下川	次の図のとおり
大野川水系津幡川	次の図のとおり
大野川水系宇ノ気川	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県県央土木総合事務所河川砂防課に備え置いて縦覧に供する。

2 県央土木総合事務所管内（県央土木総合事務所津幡土木事務所管内に限る。）

洪水浸水想定区域の指定の変更に係る河川 名称	変更後の指定の区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸 水の継続時間
大野川水系大野川	次の図のとおり
大野川水系河北潟	次の図のとおり
大野川水系森下川	次の図のとおり
大野川水系津幡川	次の図のとおり
大野川水系宇ノ気川	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その関係図面を石川県土木部河川課及び石川県県央土木総合事務所津幡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年7月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

石川県給与計算システム（嘱託・臨時等職員用）構築及び借上 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

ア システムの構築

契約締結の日から令和2年3月31日まで

イ システムの借上

令和元年10月1日から令和6年9月30日まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約）

(4) 設置場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和元年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者で、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、石川県給与計算システム(嘱託・臨時等職員用)構築及び借上に係る入札参加資格確認申請書に係る書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。提出された書類を審査した結果、当該調達を行うことができると認められる者を入札の参加対象とする。また、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、(2)の提出期限までに申請書を含む関係書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 石川県給与計算システム(嘱託・臨時等職員用)構築及び借上に係る入札参加資格確認申請書

イ 供給・貸付可能証明書

ウ 機能等証明書

エ アフターサービス・メンテナンス体制証明書

オ 石川県競争入札参加資格者決定通知書(写し)

(2) 提出期限

令和元年8月2日(金) 午後5時

(3) 提出方法

4(1)の問合せ先に持参又は郵送すること。郵送の場合は、書留郵便その他到着を確認できる方法によることとし、提出期限内必着とする。

4 入札説明書等の交付等

(1) 入札説明書等の交付及び問合せ先

(郵便番号) 920-8580

(所在地) 金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎2階

(所属名) 石川県人事課総務事務管理室 管理グループ

(電話番号) 076-225-1681

(FAX) 076-225-1683

(E-Mail) somujimu@pref.ishikawa.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

公告の日から令和元年8月2日(金)まで(県の休日を除く。)

(時間) 午前9時から午後5時まで

5 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和元年8月9日(金) 午前10時 即時開札

(2) 場所

金沢市鞍月1丁目1番地 石川県行政庁舎5階 511会議室

6 入札方法

入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札書に記載する金額は、1(3)の契約期間に係る構築業務委託料及び賃貸借料総額とする。

7 落札者の決定

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限範囲内で、最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を持参し、入札関係職員の求めに応じ、提示すること。
- (2) 入札参加者は、入札説明書、仕様書その他関係書類を熟覧のうえ、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- (4) 郵便又は電報等による入札は、原則として認めないので、入札参加者は、5に定める入札日時及び入札場所に集合すること。

9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者の入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (2) 契約書の作成
要
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和元年7月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン金沢店
金沢市福久二丁目24番地ほか55筆

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか10者
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか10者

3 変更の年月日

平成31年3月1日 ほか

4 変更する理由

- (1) 設置者の代表者変更のため
- (2) 小売業者の社名・住所・代表者の変更と小売業者の入れ替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

令和元年7月9日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和元年7月19日から同年11月19日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和元年11月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン加賀の里ショッピングセンター

加賀市上河崎町47番地1

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか11者

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか8者

3 変更の年月日

平成31年3月1日 ほか

4 変更する理由

- (1) 設置者の代表者変更のため
- (2) 小売業者の代表者の変更と小売業者の入れ替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

令和元年7月9日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び加賀市経済環境部商工振興課

7 届出等の縦覧期間

令和元年7月19日から同年11月19日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和元年11月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン杜の里ショッピングセンター
金沢市もりの里一丁目70番地
 - 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか19者
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
ほか19者
 - 3 変更の年月日
平成31年3月1日 ほか
 - 4 変更する理由
 - (1) 設置者の代表者変更のため
 - (2) 小売業者の社名・住所・代表者の変更と小売業者の入れ替えによる退店及び出店のため
 - 5 届出年月日
令和元年7月9日
 - 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課
 - 7 届出等の縦覧期間
令和元年7月19日から同年11月19日まで
 - 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和元年11月19日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン御経塚店
野々市市御経塚2丁目91番地
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) イオンリテール株式会社
代表取締役 岡崎 双一
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
(変更後) イオンリテール株式会社
代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか33者

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか28者

- 3 変更の年月日

平成31年3月1日 ほか

- 4 変更する理由

- (1) 設置者の代表者変更のため

- (2) 小売業者の社名・住所・代表者氏名の変更と小売業者の入れ替えによる退店及び出店のため

- 5 届出年月日

令和元年7月9日

- 6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課

- 7 届出等の縦覧期間

令和元年7月19日から同年11月19日まで

- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和元年11月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン松任ショッピングセンター

白山市平松町102番地1ほか24筆

- 2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) イオンリテール株式会社

代表取締役 岡崎 双一

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか18者

(変更後) イオンリテール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ほか11者

- 3 変更の年月日

平成31年3月1日 ほか

4 変更する理由

- (1) 設置者の代表者変更のため
- (2) 小売業者の社名・住所・代表者氏名の変更と小売業者の入れ替えによる退店及び出店のため

5 届出年月日

令和元年7月9日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び白山市産業部商工課

7 届出等の縦覧期間

令和元年7月19日から同年11月19日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和元年11月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和元年7月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT-3津幡店

河北郡津幡町字庄ヌ3番地 外55筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 709台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 600台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 13箇所

位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 9箇所

位置 縦覧による。

3 変更する年月日

令和2年3月4日

4 変更する理由

ガソリンスタンドの利用が大部分である隔地駐車場をPLANT来客用から除外するため

5 届出年月日

令和元年7月3日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び津幡町産業建設部交流経済課

7 届出等の縦覧期間

令和元年7月19日から同年11月19日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和元年11月19日

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和元年7月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アルビス笠舞店
金沢市笠舞一丁目574-4 他3筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 平成31年3月1日
- 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和元年7月19日から同年8月19日まで

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、金沢市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

都 市 計 画 の 種 類	縦 覧 場 所
金沢都市計画公園 (3・3・10号 玉川公園)	石川県土木部都市計画課及び金沢市都市整備局都市計画課

